

## 北方町商工会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年 5月～ 制度に関するパンフレットを収集し職員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休中又は産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 相談窓口の設置・周知